

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第8号

答申番号：令和5年度答申第10号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、いずれも棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 本件申請①を行った際、つなぎ資金を拒否されたことから、食事やネットカフェを確保できず疲労等により路上で行き倒れ意識不明になっていたために実態調査の日に処分庁に出向くことができなかつたにもかかわらず、このような事情を考慮せず実態調査当日に処分庁に行かなかつたことを理由として行った原処分①（生活保護申請却下処分）は違法又は不当である。

(2) 本件申請②を行った際、つなぎ資金を拒否されたこと、居宅の確保に対する処分庁の協力が得られなかつたことによって困窮状態が継続しているにもかかわらず行われた原処分②（生活保護申請却下処分）は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分①について、処分庁における請求人との連絡手段が対面による面談に限られるところ、仮に意識不明の状態であった期間が存在したのであれば、回復後に来所することは可能であり、生活状況や居宅の確保状況について報告する必要があつたところ、請求人が自ら報告することを行っていないのであるから、請求人の状態が「報告をせず、忌避している状況」であつたと判断したことに違法又は不当な点はない。

(2) 原処分②については、請求人に対し、保護開始に当たっては居宅確保又は施設等への入所が必要である旨を説明し、可能な支援を提案していたものであるが、請求人が指定された日時に来所しなかつたことなどから、居宅確保や施設入所につながらなかつたものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分①及び原処分②は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、請求人が居宅がない状態で本件申請①を行ったことから、請求人

に対し、処分庁の管轄する福祉事務所（以下「本件福祉事務所」という。）において実態調査を行うこととしたが、請求人は来所せず、その後、来所した際にも処分庁の担当者に面会せず退所したことから、本件福祉事務所としては、請求人からの協力が得られない以上、「その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明」し得る状況ではなかったことが認められ、保護の申請に対する要否等の決定を申請があった日から30日以内に行ななければならないことを踏まえると、要否等を決定するまでの期間中、処分庁は、請求人に対し適切な支援を行うことが困難であったと認められる。

- 3 処分庁は、請求人が本件申請②を行った後、居宅がない請求人に対し救護施設の入所等を提案し、施設職員との面談のために請求人に本件福祉事務所に来所するよう伝えたが、面談は請求人の都合により行われず、その後請求人は救護施設の入所を希望しなかった。また、請求人が支援団体の活用を希望した際には、処分庁の職員が支援団体に連絡し、面談を行うため本件福祉事務所に来所するよう請求人に伝えたが、請求人は本件福祉事務所に来所しなかった。これらのことから、処分庁は請求人に対し、居宅を確保するための支援を適切に行ったが、請求人は居宅確保に消極的な態度であり、保護の開始決定は申請者の住居が確保されたとき以降に行うこととされていることから、処分庁は保護の開始を決定することが困難であったと考えられ、原処分①及び原処分②に違法又は不当な点は認められない。
- 4 なお、請求人は、実態調査の日に本件福祉事務所に来庁しなかったことを重視し過ぎていること、つなぎ資金の貸付を拒否され、処分庁から居宅の確保の協力が得られなかった旨を主張するが、実態調査については、来所できなかったとしても、翌日以降に来所し、日程について処分庁と相談するなどの方法が考えられるところ、請求人はそのようなことを行っておらず、また、資金の貸付けや居宅の確保について処分庁が非協力的である事実は認められないことから、請求人の主張を採用することはできない。
- 5 以上のとおり、原処分①及び原処分②は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、いずれも棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年7月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月11日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており（法第4条第1項）、都道府県知事、市町村及び福祉事務所

を管理する町村長は、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者に対し、法に定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条第1項第2号）。

そして、保護の実施機関は、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており（法第28条第1項）、保護の実施機関は、要保護者が前記による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは保護の開始又は変更の申請を却下することができるとしている（同条第5項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、保護の開始の申請時において、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から保護の要否の判定に必要となる書類を的確に提出させることとされており、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでないとされ、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項の規定に基づき申請却下等の措置をとることとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、処分庁が請求人の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために実態調査を行うための日程を調整したにもかかわらず所定の日には本件福祉事務所に来所せず、実態調査に協力しなかったことが認められる。したがって、保護の要否に係る調査を行うことができないとして、処分庁が法第28条第5項の規定により原処分①及び原処分②を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、各原処分にはこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子